申請者	住 所			
中明石	氏 名			
	自宅電話番号(	)	_	
		,		
	校区名			
	児童名			
	児童名			

高松市放課後児童クラブ利用料免除申請書

高松市放課後児童クラブ運営要綱第17条に該当するので、関係書類を添えて利用料の免除を申請します。

記

- 1 申請理由 (該当する番号を○で囲んでください。)
  - (1)世帯員全員が、生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者に該当する。
  - (2) 世帯員全員が、市町村民税が課税されていない。
- 2 添付書類

市町村民税課税証明書(当該年1月1日現在、高松市外に住民登録されていた方のみ)

- \*世帯員のうち、1人でも課税されている方がいる場合は、免除の対象となりません。
- \*6月以降に発行されますので、住民登録されていた市町村へ請求してください。
- 3 生活保護受給状況、市民税課税状況及び世帯員の状況を確認いたしますので、次の同意書にご 記入ください。

			同	意	書	
関係機関	及び公	簿等により	) 申請内容	を確認することに同	司意します。	
令和	年	月	日			
		住	所			
		氏	名	(世帯員全員、7	ただし、未成年者は除く)	

# 高松市放課後児童クラブ利用料免除制度のご案内

### 1 対象者

入会児童の属する世帯の世帯員全員が次のいずれかに該当する場合

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合
- (2) 当該年度分の市町村民税が課税されていない場合

## 2 申請方法

下記の要領で申請してください。申請が遅れた場合は、免除決定前の利用料をお支払いいただくことになりますので、お気を付けください。

- (1) 入会と同時に申請される方は、入会申請書の「免除申請」欄の「する」に「○」印を付けてください。
- (2) 高松市放課後児童クラブ利用料免除申請書に必要書類を添付して提出してください。
- (3) 市町村民税課税証明書は、当該年度の6月1日以降に申請により発行されます。 なお、当該年の1月1日現在、高松市に住民登録をされていた方は、市町村民税課税証 明書の提出は必要ありません。
- (4) 提出先は、各放課後児童クラブ又は高松市子育て支援課です。

### 3 注意事項

- (1) 当該年度の市町村民税の課税関係が判明した結果、免除の対象外となった場合には、当 該年度の入会時まで遡って、利用料をお支払いいただきます。
- (2) 延長利用に係る延長利用料は、免除の対象外です。

#### 4 お問い合わせ

高松市役所 子育て支援課 TEL (087)839-2354